

あなたの暮らしのパートナー ぶぎん税務相談室

## 第11回 申告を訂正するときは？

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）



先日、医療費控除の適用を受けるため平成30年分所得税の申告書をe-Taxにより提出しましたが、その後に30年中に支払った医療費の新たな領収書が出てきました。この領収書の分は、来年の申告の時の医療費に入れてよいでしょうか。



医療費控除は、その年の1月1日から12月31日までの間に、あなたが自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が一定の額を超えるときに受けすることができます。

ご質問の場合は、医療費控除適用を受けた平成30年分の確定申告が済んだ後に、新たな領収書が見つかったということですが、30年中に支払った医療費を31年分の確定申告における医療費控除の対象にすることはできません。提出した確定申告書が間違っていた場合は、次の方法で是正する必要があります。

## 1 申告期間中の場合

税務署では、同じ人から法定申告期限（所得税の場合は3月15日です。）内に2件以上の確定申告書が提出された場合には、原則として、一番最後に提出された申告書を、その人の期限内申告書として取り扱うことになっています。ご質問の場合は、新たに見つかった領収書の医療費の額を含めて再計算した確定申告書を新たに作成し、法定申告期限までに税務署へ提出することにより追加で医療費控除を受けることができます。

また、最初に提出した申告書の還付額が多過ぎた場合も同じ方法で正しい申告に直すことができます。

## 2 申告期間終了後の場合

### (1) 税額を実際より多く申告した場合

納付すべき額が過大、還付金額または純損失等の金額が過少な時は、正しい内容を記載した「更正の請求書」を作成して税務署へ提出します。

税務署ではその内容を調査し、記載内容が正しい



と認められたときは、その旨の通知を出して納め過ぎの税金を還付することになります。

なお、この「更正の請求」は、法定申告期限から5年以内であれば、いつでも行うことができます。

### (2) 税額を実際より少なく申告した場合

税額を過少に申告していたことに気付いたときは正しい内容を記載した「修正申告書」を税務署に提出して、誤った内容を修正します。

なお、修正申告をすると、新たに納める税金のほかに「過少申告加算税」がかかる場合があります。この過少申告加算税は、新たに納める税金の10%（新たに納める税金が50万円を超えている場合は、超えている部分については15%）相当額ですが、税務署から何らかの通知がある前に自主的に修正申告した場合は、50万円までは5%相当額になります。

また、新たに納める税金の納期限は、修正申告書を提出した日ですが、法定申告期限から実際に納めた日までの「延滞税」がかかります。

法定申告期限ぎりぎりに申告すると、後で誤りに気がついても期限内に直すことができず、更正請求書や修正申告書の作成が必要になります。修正申告の場合は、期限内に直していたらかからない、過少申告加算税や延滞税など余計な税金を払わなくてはなりません。やはり、申告は「お早めに！」がお得ですね。まだ申告がお済みでない方はどうぞお早めにご提出ください。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。